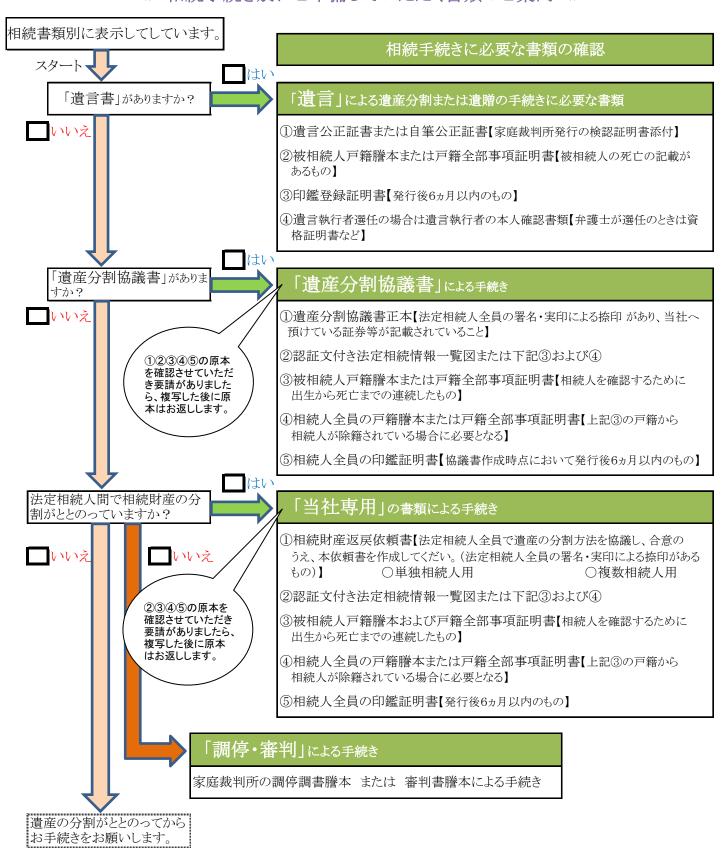
## ≪ 相続手続き別にご準備していただく書類のご案内 ≫



- 注意1)ご相続手続きには特殊な事例がありますので、取引内容により別途書類が必要となる場合がありますので 予めご承知ください。
- 注意2) 相続手続きに要する日数は、書類をご提出いただいてからおおよそ一週間位かかります。

本ご案内に説明のない相続方法や、ご不明な点がございます場合は、相続事務センター(TEL 025-365-1411)までお問い合わせください。

## 【その他手続きに必要な書類】

証券会社では被相続人が寄託している有価証券等を相続人の口座に一旦相続移管(移し替え)を行い、その後に、相続人の判断で、保有したり売却換金したりを選択することになります。

被相続人から相続人へ相続移管に伴うご契約、お取引内容によって以下の書類が必要となります。 当社で必要な書類(チェック欄にレで表示)をご用意いたしますので、あわせて作成をお願い致します。

被相続人に関する届出事項等	相続人に関する届出事項等
(チェック欄) 特定口座兼非課税口座開設者死亡届出書 被相続人が特定口座又はNISA口座を開 設している場合 *NISA口座間の相続移管はできません。	(チェック欄)  お届出事項変更・追加届(特定口座申込書)  (特定口座で相続移管を受けるために、特定口座 を開設する場合
(チェック欄) □ 相続上場株式等(贈与・相続・遺贈)移管依頼書 被相続人の特定口座に預りがあり、相続移管による相続人の特定口座に引き続き預ける場合 (*被相続人の保有銘柄に係る取得日、取得価格を引き続きます。)	
(チェック欄) 非課税貯蓄者死亡届出書	(チェック欄) 非課税貯蓄相続申込書
<ul><li>─ 特別非課税貯蓄者死亡届出書</li><li>(被相続人がマル優制度、特別マル優制度を利用している場合</li></ul>	● 特別非課税貯蓄相続申込書 (被相続人がマル優制度、特別マル優制度を利 (用している相続移管があり、相続人が引き続き )継続して利用する場合
	(チェック欄)  ■ 累積投資口座設定申込書  MMF累積投資口座間の相続移管があり、相続  (人がMMF累積投資口座未開設の場合 *約款、投資信託説明書(交付目論見書)を交  付致します。
	(チェック欄)     お届出事項変更・追加届(MRF自動契約投資取引申 込書兼MRF自動スイープ申込)     MRF累積投資口座間の相続移管があり、相続     人がMRF累積投資口座未開設の場合     *約款、投資信託説明書(交付目論見書)を交
	(チェック欄)  □ 累積投資口座設定申込書(株式投信)  累積投資口座(株式投信)間の相続移管があり、相続  (人が累積投資口座(株式投信)未開設の場合  *約款、投資信託説明書(交付目論見書)を交  付致します。 (チェック欄)
	□ お届出事項変更・追加届(外国証券取引口座設定申込書)  「外国証券間の相続移管があり、相続人が外国証券取引口座未開設の場合※約款を交付致します。 ※「米国証券に投資されるお客様へ」を交付致します。
	(チェック欄) □お届出事項変更・追加届【配当金受領方式(株式数比例配分方式・登録配当金受領口座方式)の申込み】 (上場株式等の配当金等の受取方法を指定する場合) (ご注意)
	被相続人名義で「配当金領収書」等を保有している場合に、当該領収書を現金化にするためには株主名簿管理人(信託銀行)への相続手続きが必要となる場合がありますので、別途ご相談ください。
	(チェック欄) 新規取引口座開設セット (相続人が取引口座未開設の場合)